

平成29年度 第1回

山根市民センター運営審議会

日時 平成29年6月29日(木)
午前10時～

場所 山根市民センター集会室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 議 事

- (1) 平成28年度山根市民センター事業報告について
- (2) 平成28年度山根市民センター利用状況について
- (3) 平成29年度市民センター定期講座募集状況について
- (4) 平成29年度市民センター運営方針及び重点目標について
- (5) その他

5 閉 会

(1) 平成28年度山根市民センター事業報告について

講座等

事業名	開催日	講師	参加人数
三味線演奏・健康体操 寿学級①	28. 6. 13	安田和男先生	27名
親子クッキング	28. 7. 23	食生活改善推進員山根支部	16名
エコクラフトバック作り教室①	28. 7. 26/28	中村キヌエ先生	22名
夏休み子ども絵画教室	28. 8. 2/3	兼川良子先生	44名
料理講習会	28. 10. 27	食生活改善推進員山根支部	18名
骨盤底筋エクササイズ (ピフィラティス)	28. 11. 9	佐藤仁美先生	20名
山根寿学級 寿学級②	28. 11. 17	小貫医院 小貫喜久子先生他	32名
エコクラフトバック作り教室②	28. 11. 25	中村キヌエ先生	13名
骨盤底筋エクササイズ	29. 2. 22	佐藤仁美先生	19名
パッチワーク ヨーヨーキルトの 小物入れ作り教室	29. 3. 8	久保田静子先生	14名

移動学習

事業名	開催日	行き先	参加人数
移動学習 (市バス)	28. 7. 14	雪印メグミルク阿見工場、なめがた ファーマーズヴィレッジ	39名

三世代ふれあい事業

事業名	開催日	参加人数	備考
三世代ふれあい奉仕作業①	28. 6. 11	30名	
太鼓練習会①	28. 8. 6	27名	
太鼓練習会②	28. 8. 21	27名	
三世代ふれあい奉仕作業②	28. 10. 1	—	雨天中止
三世代ふれあいグランドゴルフ大会	29. 3. 5	50名	文化祭

文化祭

事業名	開催日	参加人数	備考
山根市民センター文化祭	29. 3. 4/5	330名	作品展示, 学習発表会

山根自治連合会等

事業名	開催日	参加人数	備考
山根自治連合会役員会, 実行委員会等	28. 4. 22他7回	延べ218名	
山根自治連合会総会	28. 5. 14	40名	
花苗配布	28. 5. 25他2回	7花壇	
西部地区球技大会 (ソフトボールの部)	28. 5. 29/6. 5	1チーム	谷津ファイターズ
花壇コンクール	28. 7. 1	3花壇	
山根地区お父さんソフトボール大会	28. 7. 31	2チーム	谷津ファイターズ, 木葉下チーム
三世代ふれあい盆踊り大会	28. 8. 21	300名	
山根地区敬老会	28. 9. 18	71名	対象者数201名, うち71名出席 旧山根小体育館
市お父さんソフトボール大会	28. 9. 25	1チーム	谷津ファイターズ
第41回山根地区ゴルフ大会	28. 9. 30	22名	水戸・ゴルフ・クラブ
山根地区市民運動会	28. 10. 9	130名	旧山根小体育館
西部ブロック球技大会(ソフトボールの部)	28. 11. 13	—	木葉下連合チーム (人員揃わないため棄権)
ひとり暮らし及び高齢者の方への食事サービス	28. 11. 18	46名配布	
山根市民歩く会	28. 11. 20	40名	那須つつじ吊橋 (八幡つつじコース)
寝たきり及び高齢者の方への出前そば	28. 12. 9	31名配布	
山根地区防災研修会	28. 12. 20	38名	東京臨海広域防災公園・門前仲町
山根自治連合会新年会	29. 1. 7	10名	割烹はせがわ

(2) 平成28年度山根市民センター利用状況について

①施設利用状況

団体別

	市民センター		社会教育団体		市・県関係		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
28年度	192	2,406	46	835	40	852	554	7,449	832	11,542
27年度	185	2,347	43	764	63	1,216	548	7,218	839	11,545
26年度	191	2,577	56	949	37	841	505	6,336	789	10,703
25年度	200	2,437	28	602	27	976	465	4,788	720	8,803
24年度	174	1,887	42	945	31	541	305	3,480	552	6,853

部屋別

	ホール		集会室		和室		調理室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
28年度	579	9,379	183	1,649	59	379	11	135	832	11,542
27年度	544	9,167	208	1,719	67	483	20	176	839	11,545
26年度	566	8,540	151	1,462	63	577	9	124	789	10,703
25年度	494	6,471	147	1,527	48	523	31	282	720	8,803
24年度	365	4,939	130	1,225	46	516	11	173	552	6,853

②窓口利用状況

(単位：件)

	証明書発行				納税等	合計
	印鑑証明	住民票	戸籍	その他		
28年度	136	133	69	197	138	673
27年度	172	144	74	179	172	741
26年度	138	124	63	145	238	708
25年度	161	172	51	155	396	935
24年度	116	114	76	160	329	795

(3) 平成29年度山根市民センター定期講座募集状況について

教室

教室名	講師名	開催日	募集定員	入会者	備考
銭太鼓	鈴木 幸枝 先生	毎月 第1・3(金)	15名	7名	
太極拳	富田 美恵子 先生	毎月 第2・4(火)	20名	13名	
パッチワーク	田崎 加津子 先生	毎月 第1・3(土)	15名	10名	
歌謡	金沢 はるみ 先生	毎月 第1・3(水)	20名	11名	
山根ヨガクラブ(新)	井口 裕美 先生	毎月 第2・4(金)	20名	12名	
ピフイラティス(新)	佐藤 仁美 先生	毎月 第2・4(水)	18名	16名	
セラピー体操(新)	吉村 美智代 先生	毎月 第1・3(木)	15名	7名	

クラブ

クラブ名	講師名	開催日	募集定員	入会者	備考
絵てがみ	鯨 和子 先生	毎月 第1・3(水)	20名	11名	
山根ダンススポーツクラブ 《社交ダンス》	前田 正寛 先生 明石 則子 先生	毎週月曜日	20名	14名	
山根ヨガコスモス (旧山根ヨガクラブ)	井口 裕美 先生	毎月 第1・3(月)	20名	20名	

平成29年度 水戸市市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

(ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援に努めながら、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

(イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

(ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携しながら、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

(エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの設置及び運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、内原中央公民館や各市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

市民センター運営審議会について

1 運営審議会とは

○市長または教育委員会の諮問に応じ、市民センターの運営等に関する事項について審議する附属機関である。

○審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

2 望ましい委員とは

○公正な立場で意見・要望・評価をする識見と熱意、意欲がありー

・地域コミュニティ活動に理解のある人物

・生涯学習活動に理解のある人物

・学校教育、社会教育及び家庭教育について見識のある人物

・市民センターの運営に住民の意思を反映させることができる人物 など

(例) 地区会、学校長、女性会、PTA、子ども会育成会、民生児童委員、消防団・女性防火クラブ、青少年育成会、社会福祉協議会支部、高齢者クラブ、学識経験者 など

3 審議内容

○市民センターにおける地域コミュニティ活動の支援方策について

○市民センターにおける生涯学習活動の推進方策について

4 委員の任期

○平成28年4月1日～平成30年3月31日

水戸市市民センター条例（抜粋）

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。

(2) 生涯学習活動の推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。